

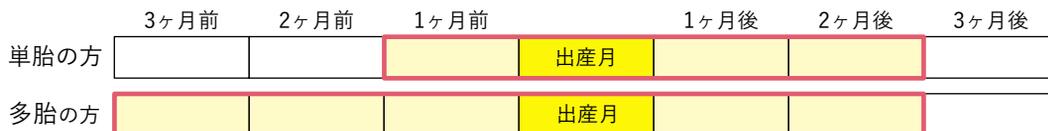
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・免除となる保険料・届出について

- 令和5年11月1日以降に出産する当組合の被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）
- 対象となる方の「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」の保険料が免除となります。
- 組合から対象となる方へ届出書を郵送※しますので、事業主様経由で届出をお願いします。
※出産育児一時金の直接支払制度を利用しない方は、組合へご連絡ください。

国民健康保険料の免除方法

- 出産月の前月から出産の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。
※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料は、免除対象となる月の保険料徴収が完了した後に還付されます。

届出に必要な書類

- 産前産後期間の保険料軽減措置届出書
※母子健康手帳の写しの添付をお願いする場合があります。

届出先

千葉県医師国民健康保険組合
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4番1号 TEL 043-242-4273